

議案第3号説明資料

令和2年2月13日

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～3
参考資料 廃止する附属機関の概要	4～6
新旧対照表	
大磯町附属機関の設置に関する条例	7～9
大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	10～11

総務課
都市計画課
政策課
生涯学習課

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

専門的判断を求め、各界の意見を広く聴取するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、新たに2つの委員会等を追加するとともに、既存の3つの委員会を削除するため、規定の改正を行うものです。

また、上記規定の改正に伴い、委員会等の委員の報酬を追加及び削除するため、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例について、併せて改正を行うものです。

○ 改正内容

1 追加する附属機関

(1) 大磯町新庁舎整備基本構想等検討委員会

<設置目的>

本庁舎は、子どもから高齢者まで多くの町民が訪れ、利用する町民の暮らしを支える拠点となる場所ではありますが、現在の本庁舎は、建設から48年が経過し、老朽化が進み、耐震性の確保も必要な状況です。そのため、「大磯町公共施設等第1期個別施設計画」に基づき、他の施設との複合化も含め新庁舎整備に向けた基本構想（案）の検討及び庁舎整備に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することを目的として委員会を設置するもの。

<委員数及び委員構成>

○委員数

9人以内

○委員構成

- ・ 学識経験者
- ・ 公募町民
- ・ 大磯町内の関係団体又は企業の代表
- ・ 行政関係機関
- ・ その他町長が必要と認める者

<委員の任期>

基本構想（案）策定の日まで

(2) 大磯町空家等対策協議会

<設置目的>

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第7条に規定する協議会を設置するもの。

<委員数及び委員構成>

○委員数

11人以内

○委員構成

- ・ 学識経験者
- ・ 大磯町区長連絡協議会代表
- ・ 福祉・文化等に関する地域代表
- ・ その他町長が必要と認める者

<委員の任期>

2年間

2 廃止する附属機関

附属機関	設置日
大磯町行政評価委員会	平成23年11月30日
大磯駅前用地利活用検討委員会	平成25年6月12日
旧吉田茂邸利活用検討委員会	平成25年1月24日

3 関連する条例の一部改正

(1) 委員の報酬を規定するもの

前記1の委員会等を附属機関に追加することに伴い、「大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を改正し、別表に規定します。

区分	報酬の額
新庁舎整備基本構想等検討委員会委員	日額 6,500円
空家等対策協議会委員	日額 6,500円

※ 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条の規定により、学識経験者として委嘱する委員の報酬額は、上記の表中「6,500円」

とあるのは「8,400円」となります。

(2) 委員の報酬を削除するもの

前記2の委員会を附属機関から削除することに伴い、「大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を改正し、別表から削除します。

区分	報酬の額
行政評価委員会委員	日額 6,500円
大磯駅前用地利活用検討委員会委員	日額 6,500円
旧吉田茂邸利活用検討委員会委員	日額 6,500円

4 施行日

公布の日

<廃止する附属機関の概要>

○ 大磯町行政評価委員会

1 委員会の設置目的

行政評価委員会は、効果的かつ効率的な行政運営の推進を図るため、行政改革の一環として検証と改善に基づく透明性の高い行財政運営や町民の町政への参画、また、職員の意識改革をめざし進めている町の行政評価制度に関して、意見や助言を行うことを目的に設置した委員会です。

2 委員構成及び委員数

(1) 委員構成

- ・ 学識経験者
- ・ 町政等に関する識見者
- ・ 公募町民
- ・ その他町長が特に認める者

(2) 委員数

7人以内

3 委員の任期

委員の委嘱から2年

4 委員会の廃止理由

平成28年度から進めてきました「行政評価制度の見直し」の結果、職員自らが行う内部評価（事務事業評価）を継続し、評価の客観性を高めるという当初の目的が達成できた外部評価については、廃止することに決定しました。また、本委員会は別に設置する「行政改革推進委員会」と所掌が重複していることから、本委員会を行政改革推進委員会が吸収し、一本化することで事務の効率化を図ることとしました。

以上の理由から、本委員会を廃止することとします。

なお、これまでの外部評価などの本委員会の所掌に関して必要性が生じた場合は、行政改革推進委員会において検討する体制を確保することとします。

○ 大磯駅前用地利活用検討委員会

1 委員会の設置目的

大磯駅前用地利活用検討委員会は、平成24年12月に町が取得した大磯駅前の約5,000平方メートルの土地について、町長の諮問により自転車駐車場の整備場所を踏まえたゾーニングや活用方法などを調査審議し、町長へ答申するために設置した委員会です。

2 委員構成及び委員数

(1) 委員構成

- ・ 都市計画などに関して専門的知識を有する者
- ・ 地域町民を代表する者
- ・ 大磯町自転車等駐車対策協議会の委員
- ・ 地域振興に携わる団体を代表する者
- ・ 関係行政機関の職員
- ・ 公募町民
- ・ その他町長が特に認める者

(2) 委員数

12人以内

3 委員の任期

委員の委嘱から2年

4 委員会の廃止理由

本委員会は、平成25年9月に自転車駐車場の整備場所を踏まえた大磯駅前用地のゾーニングや活用方法などについての町長からの諮問を受け、町民ワークショップや説明会、またアンケート調査などにより得られた町民の皆さんの意見などを参考にして、計7回の委員会を開催して調査審議を重ねました。そして、平成25年11月の「土地利用のゾーニング」についての答申、また、その答申を踏まえて平成26年7月に「最終答申」を取りまとめ、町長へ答申しています。

以上の理由から、本委員会の目的は達成していますので、委員会を廃止することとします。

○ 旧吉田茂邸利活用検討委員会

1 委員会の設置目的

旧吉田茂邸利活用検討委員会は、旧吉田茂邸について、町長の諮問により再建後の利活用に必要な事項について協議し、展示や教育普及等の計画策定について町長に提言するために設置した委員会です。

2 委員構成及び委員数

(1) 委員構成

- ・ 大磯町教育委員会の関係者
- ・ 大磯町郷土資料館運営委員会の委員
- ・ 博物館の事業に関して専門的知識を有する者
- ・ 公共施設等の運営に経験のある者
- ・ 地域振興に携わる者
- ・ 地域町民を代表する者
- ・ 公募町民
- ・ その他町長が必要と認める者

(2) 委員数

12人以内

3 委員の任期

委員の委嘱から2年

4 委員会の廃止理由

本委員会は、旧吉田茂邸の再建に向けて、再建後の利活用に関する事項について調査審議するために平成25年1月24日に設置され、計4回の委員会の開催及び先進事例の視察を行いました。そして平成25年6月に「旧吉田茂邸の利活用について」の提言書を取りまとめ、平成25年6月17日に町長へ答申しています。

以上の理由から、本委員会の目的は達成していますので、委員会を廃止することとします。

大磯町附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

改正案				現行													
第1条～第3条 省略				第1条～第3条 省略													
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。 別表行政評価委員会委員の項、大磯駅前用地利活用検討委員会委員の項及び旧吉田茂邸利活用検討委員会委員の項を削り、同表廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">新庁舎整備基本構想等検討委員会</td> <td style="width: 15%;">日額 6,500円</td> <td style="width: 15%;">同上</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>空家等対策協議会</td> <td>日額 6,500円</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				新庁舎整備基本構想等検討委員会	日額 6,500円	同上			空家等対策協議会	日額 6,500円	同上						
新庁舎整備基本構想等検討委員会	日額 6,500円	同上															
空家等対策協議会	日額 6,500円	同上															
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)													
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数										
町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略	町長	大磯町総合計画審議会	省略	省略										
	大磯町行政改革推進委員会	省略	省略		大磯町行政改革推進委員会	省略	省略										

改正案			現行			
				大磯町行政評価委員会	効果的かつ効率的な行政運営の推進を図るため行政評価に関する事項について、意見及び助言を行うこと。	7人以内
				大磯駅前用地利活用検討委員会	大磯駅前用地の利活用に関する事項について、町長の諮問に応じた調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
大磯町表彰審査委員会	省略	省略	大磯町表彰審査委員会	省略	省略	省略
大磯町特別職報酬等審議会	省略	省略	大磯町特別職報酬等審議会	省略	省略	省略
大磯町新庁舎整備基本構想等検討委員会	新庁舎整備に向けた基本構想（案）の検討及び庁舎整備に関する事項について、町長の諮問に応じた調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	9人以内				
大磯町指定管理者候補者選定等委員会	省略	省略	大磯町指定管理者候補者選定等委員会	省略	省略	省略
}	}	}	}	}	}	}
大磯町住	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119	14人	大磯町住	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119	14人	14人

改正案			現行		
居表示審議会	号) に基づく住居表示の実施に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	内	居表示審議会	号) に基づく住居表示の実施に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	内
大磯町空家等対策協議会	<u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うこと。</u>	<u>11人以内</u>			
大磯町地域公共交通会議	省略	省略	大磯町地域公共交通会議	省略	省略
大磯駅前洋館活用事業者選定委員会	省略	省略	大磯駅前洋館活用事業者選定委員会	省略	省略
			旧吉田茂邸利活用検討委員会	<u>旧吉田茂邸再建後の利活用に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。</u>	<u>12人以内</u>
大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会	省略	省略	大磯町廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会	省略	省略
(以下、省略)			(以下、省略)		

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条 省略			第1条～第5条 省略		
<p>附 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>					
別表 (第2条、第4条関係)			別表 (第2条、第4条関係)		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略	教育委員会委員	省略	省略
}	}	}	}	}	}
行政改革推進委員会委員	省略	省略	行政改革推進委員会委員	省略	省略
			行政評価委員会委員	日額 6,500円	同上
			大磯駅前用地利活用検討委員会委員	日額 6,500円	同上
指定管理者候補者選定等委員会委員	省略	省略	指定管理者候補者選定等委員会委員	省略	省略
}	}	}	}	}	}
大磯駅前洋館活用事業者選定委員会委員	省略	省略	大磯駅前洋館活用事業者選定委員会委員	省略	省略
			旧吉田茂邸利活用検討委員会委員	日額 6,500円	同上
町史編さん委員会委員	省略	省略	町史編さん委員会委員	省略	省略
}	}	}	}	}	}
廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	省略	省略	廃棄物処理施設等整備運営事業者選定委員会委員	省略	省略
新庁舎整備基本構想等検討委員会委員	日額 6,500円	同上			

改正案			現行		
空家等対策協議会委員	日額 6,500円	同上			
老人福祉センター所長	省略	省略	老人福祉センター所長	省略	省略
）	）	）	）	）	）
嘱託員、調査員、審査員、 指導員、研究員、連絡員、 協力員及びこれらに準ずる 者	省略	省略	嘱託員、調査員、審査員、 指導員、研究員、連絡員、 協力員及びこれらに準ずる 者	省略	省略